

農林水産省政策評価基本計画

平成 22 年 8 月 10 日

農林水産省

平成22年 8 月10日農林水産大臣決定
平成23年 9 月 1 日一部変更
平成24年 4 月19日一部変更
平成26年 4 月22日一部変更

農林水産省政策評価基本計画

基本理念

国の行政機関は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の下で、行政機関の政策について適時に効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を図っている。

農林水産省においては、

- ① 農政分野では、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）により、その政策対象を「農業」から「食料・農業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という 4 つの基本理念の下に、
- ② 林政分野では、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）により、その政策対象を木材の生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給・利用の確保」という 2 つの基本理念の下に、
- ③ 水産行政分野では、水産基本法（平成13年法律第89号）により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」、「水産業の健全な発展」という 2 つの基本理念の下に、

食料・農業・農村基本計画（平成12年 3 月、平成17年 3 月、平成22年 3 月）、森林・林業基本計画（平成13年10月、平成18年 9 月）及び水産基本計画（平成14年 3 月、平成19年 3 月）を策定し、これまでこれらを踏まえた政策評価体系を構築した上で、具体的な政策目標を掲げ政策の効果を定期的に検証し、その評価を踏まえ政策の見直しや改善を行ってきた。

このような中、平成21年10月には、「予算編成等の在り方の改革について」が閣議決定され、政府として最優先すべき政策について、あらかじめ定められた期間内に、国民のために達成する成果（アウトカム）を具体的に明示し、その達成度をできるだけ客観的に検証することのできるよう「達成指標」を定め、政策の達成状況を達成指標に照らして事後評価を行い、予算が効果的・効率的に使われたかを検証するための「政策達成目標明示制度」を導入する方針が示された。政策の評価・検証については、政策を担当する府省が自ら行うことに加え、外部による検証を充実させることも盛り込まれた。

農林水産省政策評価第三者委員会等について

第 1 委員構成

- 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づいて、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、評価する政策の企画又は立案に関与した者以外の第三者である農林水産業関係者、政策評価関係者、消費者、産業界関係者、マスコミ関係者、公認会計士及び弁護士等から選任する10名以内の委員により構成する。
- 2 委員からの要請により参考人を招致することができる。

第 2 委員の任期及び選任の基本原則

- 1 委員は、非常勤とする。
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも50%程度選任する。
- 4 経済・社会全般や食料・農業・農村、林野、水産等の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 5 委員に占める女性の比率を30%以上とする。
- 6 委嘱時において、70歳以上の者は選任しない。
- 7 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 8 国又は都道府県その他の関係行政団体に属する者は選任しない。
- 9 評価する政策を調査審議した食料・農業・農村政策審議会、林政審議会及び水産政策審議会の委員は選任しない。
- 10 委嘱時において、3を超える審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は選任しない。
- 11 委員が任期中に8から10までのいずれかの規定により委員に選任できない者に該当するに至ったときは、その委員を解任する。

第 3 運営

- 1 農林水産省政策評価第三者委員会の事務は、大臣官房評価改善課が行う。
- 2 会議は、公開とする。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、この限りでない。
- 3 会議の資料は、会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該政策等の決定・公表の後とする。

- 4 会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、ホームページ等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあっては、当該政策等が決定・公表された後とする。
- 5 2から4までの規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害し、又は害するおそれのある場合、企業秘密に触れ、又は触れるおそれがある場合等は、委員の了承を得た上で会議を非公開とし、及び会議資料を非公表とすることができる。

第4 技術検討会

- 1 各局庁及び地方支分部局の長は、政策評価に当たり技術的・専門的な知見が必要な場合、第三者から成る技術検討会を事務的に開催することができる。
- 2 委員の選任に当たっては、技術的・専門的な知見を有する者が多くないことが想定されることから、上記第2の規定を基本としつつ、学識経験者、公認会計士等から6名以内の委員を選任するよう努める。
- 3 技術検討会の運営に当たっては、第3の2から5までの規定を準用する。
- 4 各局庁及び地方支分部局の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して技術検討会の開催及び運営を行うことができる。
- 5 農林水産省政策評価第三者委員会の委員は、技術検討会に参加することができる。
- 6 技術検討会の委員及び運営の詳細については、各局庁及び地方支分部局の長が別に定めるものとする。

政策評価制度の概要

1. 政策評価とは
2. 政策評価の仕組み
3. 政策評価の方式等
4. 事業評価の評価制度
5. 事業評価の体系
6. 学識経験を有する者の知見の活用

1. 政策評価とは

政策評価制度の根拠

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

政策評価の目的

- 効率的で質の高い行政、成果重視の行政の推進
- 国民に対する行政の説明責任の徹底

（法第1条、政策評価に関する基本方針（閣議決定））

政策評価の在り方

- 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点等から自ら評価し、その評価の結果を当該政策に適切に反映しなければならない。（法第3条）

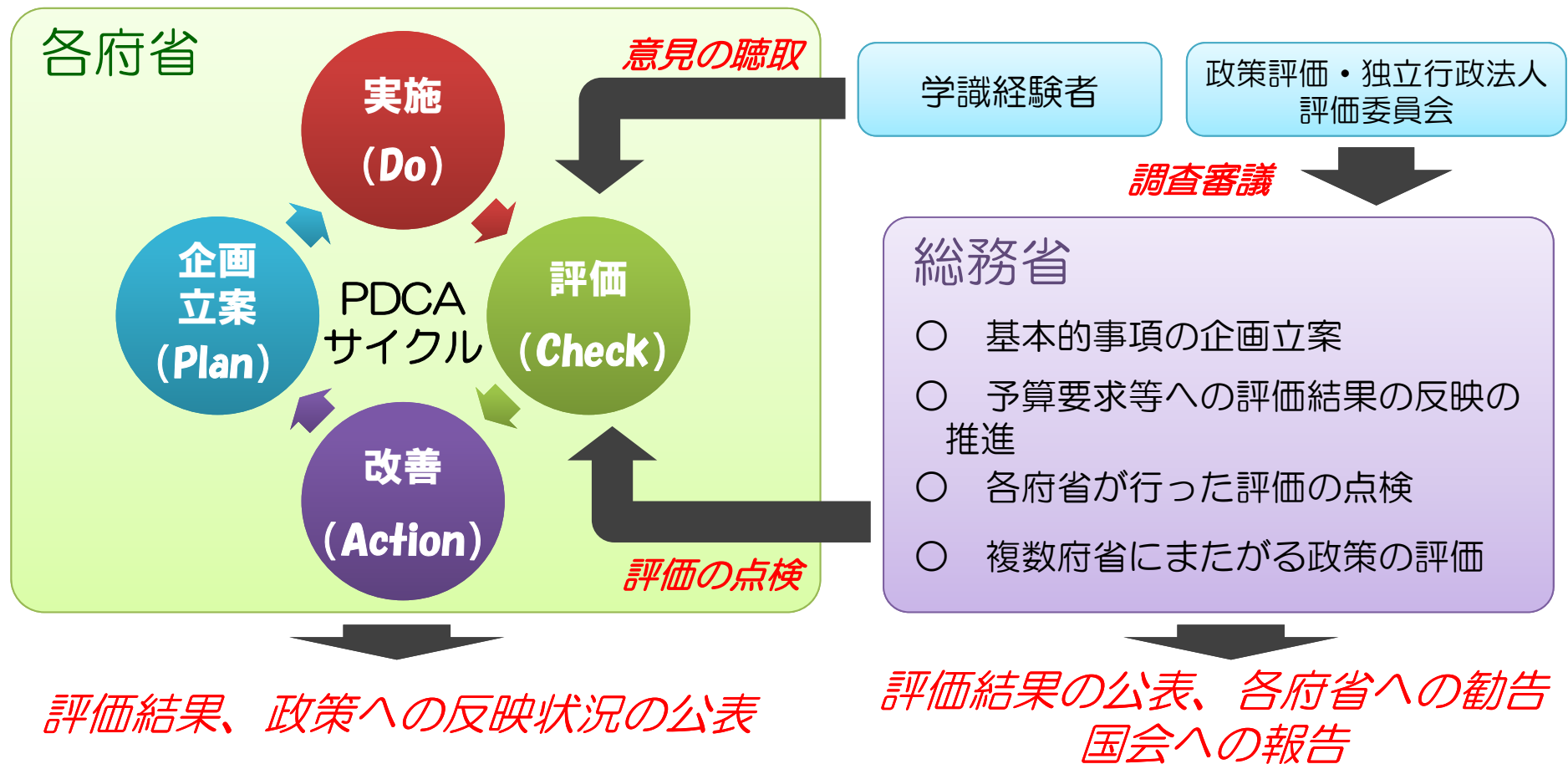
- 政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供。

（政策評価に関する基本方針（閣議決定））

- 行政機関の長は、政策評価を計画的かつ着実に実施するため、基本計画（3～5年間）、実施計画（毎年）を策定。（法第6条及び第7条）

2. 政策評価の仕組み

- 各府省は、自らの政策を評価するが、客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験を有する者の知見の活用を図る必要。
- 総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各府省が行う評価の点検等を実施。



3. 政策評価の方式等

評価の時期

- 評価時期により、政策決定前に行う「事前評価」と政策決定後に行う「事後評価」に分類。

評価の代表的な方式

- 評価方式として、①実績評価方式、②事業評価方式、③総合評価方式があり、政策の特性に応じ適切な方式を選択。

評価方式	対象	時点	目的	方法
実績評価	主要な一般政策等	主に事後	政策等の不断の見直しや改善に資するため	予め目標を設定し、達成度合を定期的に評価
事業評価	個々の事務事業が中心	事前 事後	事務事業の採否、選択等に資するため	政策効果や要する費用等を推計・測定し評価
総合評価	時々の重要課題等（特定のテーマ）	主に事後	問題点等を把握し、原因を総合的に分析するため	政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げ評価

4. 事業評価の評価制度

- 土地改良事業においては、事業の申請があった際に、土地改良法令に基づき、事業の施行に関する基本的要件に適合するか審査が行われている。
- また、土地改良事業は、政策評価法及びこれに基づく農林水産省政策評価基本計画に即し、効果的・効率的な事業の実施と国民への説明責任を果たす観点から、事業採択に際し、事業の必要性、効率性、有効性等に係る評価が行われている。

土地改良法の規定

土地改良法 (S24.6.6 公布)

- 農業者から土地改良事業の申請があったときは、専門的知識を有する技術者の調査報告に基づき、国や都道府県は土地改良事業の施行に関する基本的要件に適合するかについて、詳細な審査を行い、その実施の適否を決定することと規定（第8、86、87条）

土地改良法施行令 (S24.8.4公布)

- 土地改良事業の施行に関する基本的要件を規定（第2条）
 - ・ 事業の必要性
 - ・ 技術的可能性
 - ・ 経済性
 - ・ 負担能力の妥当性
 - ・ 非農用地区域を伴う土地改良事業の要件（市街化区域との関係）
 - ・ 環境との調和への配慮
 - ・ 総合性（関連事業との関係）

※基本的要件に関して専門的知識を有する技術者が調査

政策評価法の規定

行政機関が行う政策の評価に関する法律 (H13.6.29 公布)

- 政策評価結果の政策への適切な反映による効果的・効率的な行政の推説明責務全うを目的としてを規定（第1条）
- 政令で定める個々の公共事業を事業評価の対象とすることを規定
- 評価書及び評価結果の政策への反映状況を総務大臣に報告するとともに公表すること等を規定（第3、6、8、9条）

行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令 (H14.3.20 公布)

- 事業費10億円以上の個々の公共事業等を事前評価の対象とすること等を規定（第3条）

政策評価に関する基本方針 (H13.12.28 閣議決定)

- 各行政機関が定める基本計画の指針となるべき事項等を（必要性、効率性、有効性、公平性）

農林水産省政策評価基本計画 (H22.8.10 農林水産大臣決定※)

- 農林水産省政策評価における新たな基本理念の設定
- 公共事業・研究開発の評価の厳格化
- 政策評価に関する情報公開の徹底

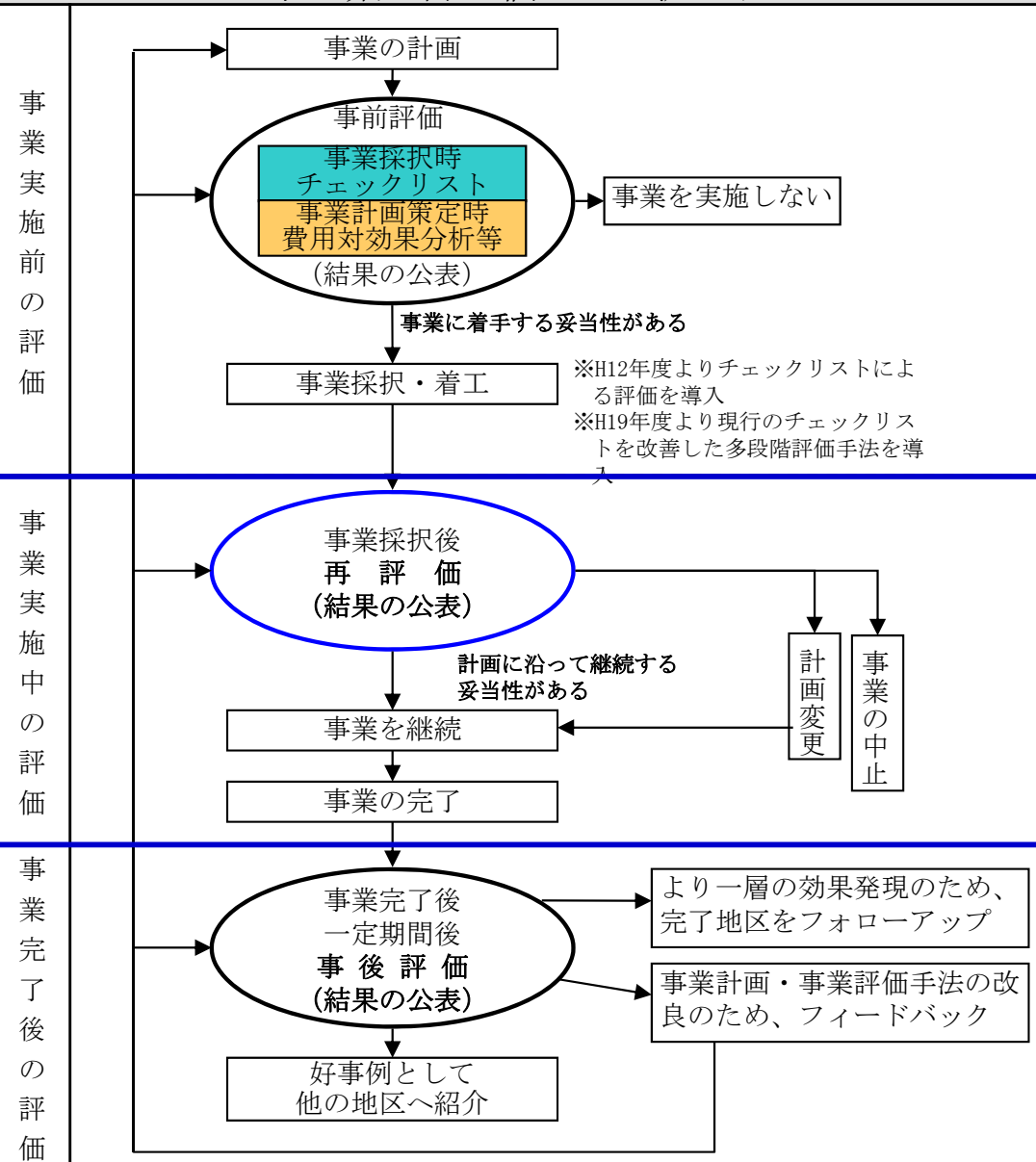
農林水産省政策評価実施計画 (H22.8.10 農林水産大臣決定※)

- 評価の具体的な実施方法等を定めるとともに、新たな政策評価体系を構築

5. 事業評価の体系

○農業農村整備事業の実施に当たっては、その効率性及び透明性の一層の向上を図るため、事業の採択前から完了後に至るまで、事業評価を体系的に実施。

事業評価の流れ



事前評価

- 新規地区の採択や着工に当たって、評価項目を明確化したチェックリストによって評価を実施。
- 評価結果に基づき、新規地区の採択や着工を決定。
- また、事業計画策定時においては、土地改良法に基づき、費用対効果分析を含めて土地改良事業計画を審査。

【評価内容】

事業の必要性、技術的可能性、経済性（費用対効果分析）等

再評価

- 事業着手後10年経過、その後は5年ごとに評価を実施。
- 評価結果に基づき、必要に応じて計画の変更を行う他、必要性の乏しい事業は中止を決定。

【評価内容】

事業の進捗、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の未曽となる要因の変化 等

事後評価

- 完了後概ね5年を経過した事業について実施。
- 評価結果については、事業完了地区のフォローアップ、事業評価手法の改良、事業計画、事業管理手法の改良に評価結果を活用。

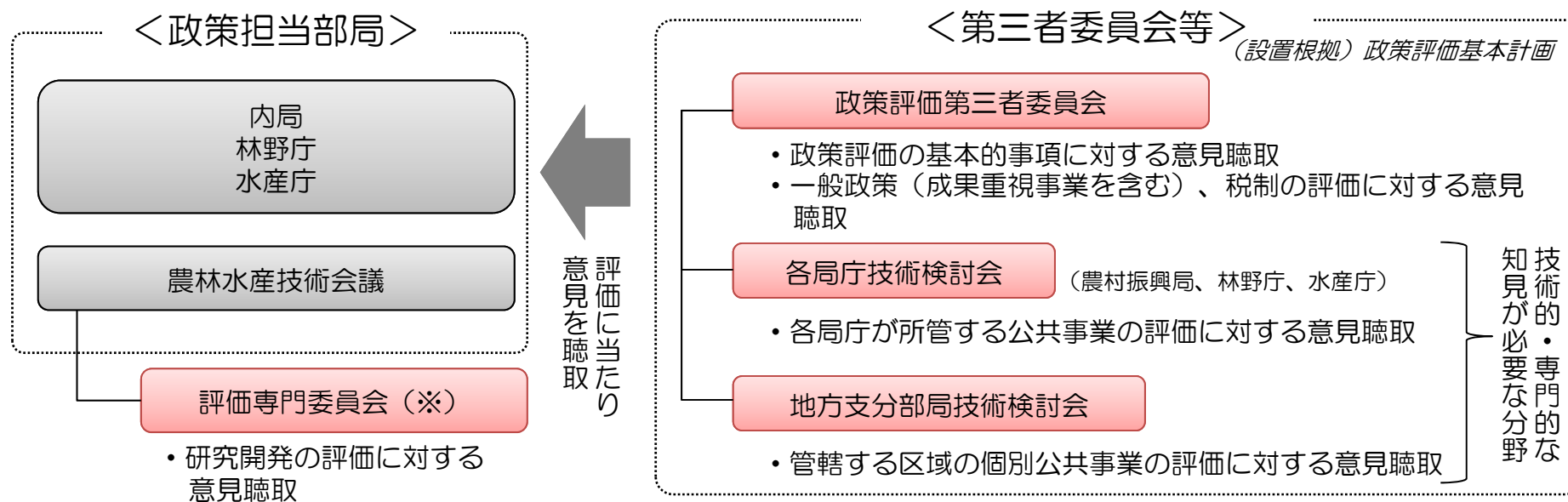
【評価内容】

事業効果の発現状況、施設の管理状況、社会経済情勢の変化等

6. 学識経験を有する者の知見の活用

- 学識経験を有する者の知見を活用するため、政策評価第三者委員会を22年8月に設置。委員は、評価する政策を調査審議した者を選任しない等の基本原則に基づき、選任。
- 公共事業や研究開発の評価に当たっては、政策評価第三者委員会に代えて、技術検討会や農林水産技術会議評価専門委員会において意見を聴取。

政策評価に関する第三者委員会等



※ 評価専門委員会は、「農林水産技術会議令」「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づき設置